



- 1 情報提供者から物件情報の提供を受けます。
- 2 提供された物件情報を「空きスペース」に掲載します。
- 3 貸オフィス等を求めている事業者が、「空きスペース」に掲載された情報を閲覧し、情報提供者に直接問い合わせをしていただきます。その後の交渉・契約等の諸手続きについても、利用希望者と情報提供者との間で各々責任を持って行っていただきます。
- 4 当該案件が契約締結にいたった場合には、事務局は情報提供者からの報告に基づいて掲載されている情報を削除します。